



平成21年1月19日
日本原子力発電株式会社

当社名等が記載されたドラム缶の発見について（その3） —調査結果及び対策—

1. 経緯

当社は、平成21年1月9日夜、当社名（日本原子力発電（株）東海発電所 放射性廃棄物等）が記載された緑色のドラム缶1本が新潟市内の産廃処理施設にて発見されたとの連絡を、原子力安全・保安院より受けました。

このため、現況確認のため社員を現地へ派遣し、当該ドラム缶の放射線測定と液体状の内容物の試料採取を行ないましたが、ドラム缶表面の放射線測定の結果は、周辺環境と同程度の値であり、表面汚染も検出されませんでしたので、放射性物質による安全上の問題が生じていないことを確認しました。

その後、採取した内容物の分析を行った結果、発電所の低レベル放射性廃棄物に含まれる主な放射性物質である γ 線を発生する核種（コバルト-60、セシウム-137等）は検出されませんでした。また、全 β 放射能測定、全 α 放射能測定についても検出限界未満であり、放射性廃棄物であることを示すデータは得られませんでした。

さらに、当該ドラム缶の刻印を調べた結果、液体用で容量200リットル、1999年12月に製造、板厚1.2mm等を示す刻印がありましたが、当社においては、液体用のドラム缶は、1988年頃以降の納入実績はなく、また、1999年以降に納入されたものは板厚1.6mmのものでした。

（平成21年1月10日、1月13日お知らせ済み）

2. 調査結果

その後の調査の過程で、1月15日にドラム缶製造メーカーから、当該ドラム缶が同社の物である可能性が高いとの連絡があり、製造メーカー等の立会いのもとに、再度現地調査と当該製造メーカーへの聞き取り調査などを行いました。

その結果、当該ドラム缶は、当該製造メーカーが、他社向けの製品の不良品を用いて試し印刷したドラム缶（1本）であること、また、当該ドラム缶を廃油等の処分用容器として使用し、発見された新潟市内の産業廃棄物処理業者に引き渡していたことが確認されました。

以上のことから、当該ドラム缶は、当社から発生した放射性廃棄物用のドラム缶ではありませんでした。

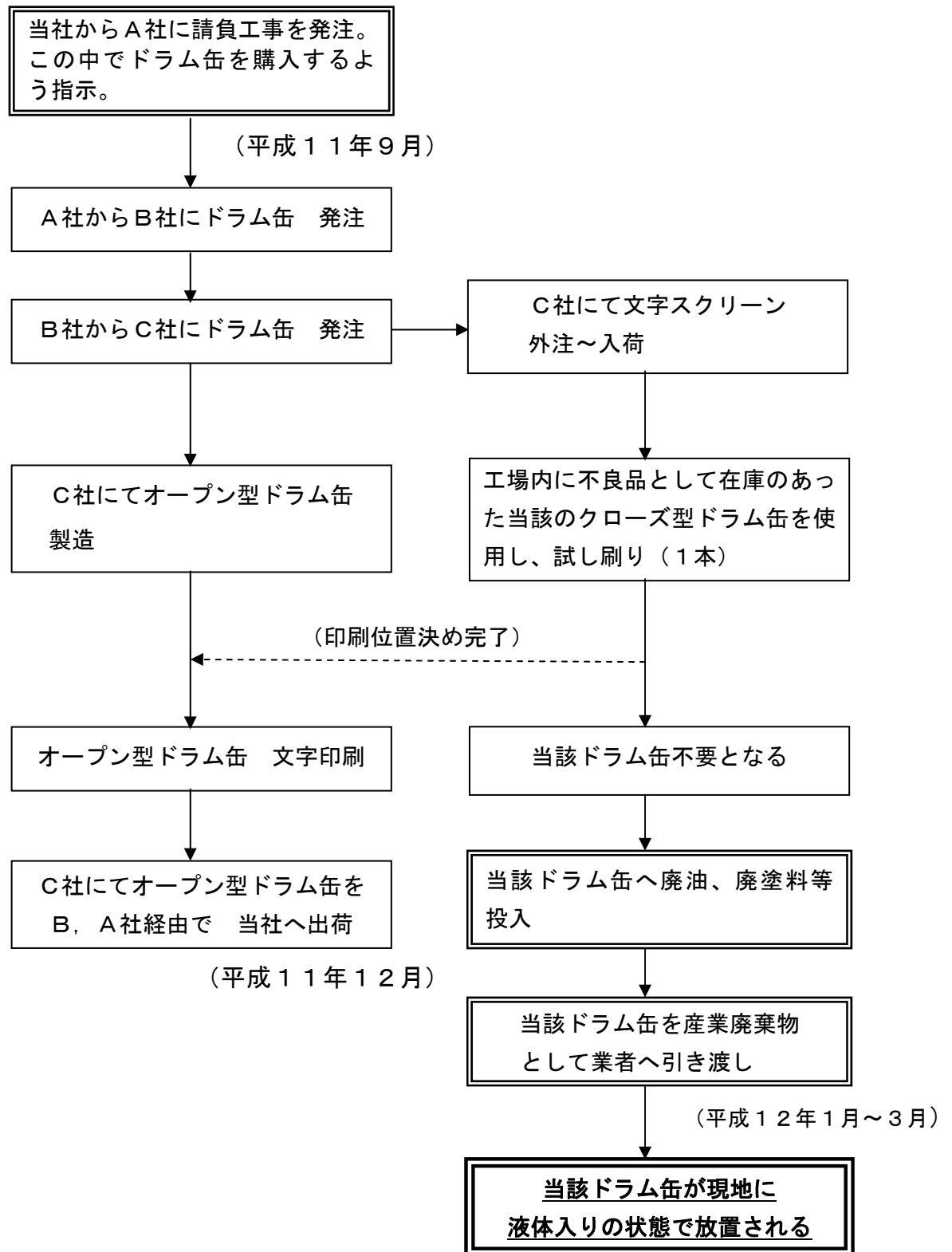
3. 再発防止対策

今回の事象は、当社としても調達管理（発注時の指示と外注管理）に不十分な点があったことを考慮し、不良品及び試作品等の処分に関する仕様書への明記など調達管理に関する規程の見直しや本事例の社内周知により再発防止対策を講じることとしました。

以 上

添付資料：当該ドラム缶が現地に置かれた流れ

当該ドラム缶が現地に置かれた流れ



【平成12年1月～3月】